

令和2年度 台風等に対する非常措置について

本校では、台風等の接近により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合には、本校では下記の措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネットなどの報道には十分注意をし、対処していただきますようお願いいたします。また、学校ホームページやPTAメール配信でもお知らせします。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

暴風警報発令の場合

1 暴風警報が登校前に発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合は下欄のような措置をとります。

暴風警報解除の時刻など	措 置
午前 7 時までに解除になった場合	平常授業
午前 9 時までに解除になった場合	3 校時 (10:35) 始業
午前 11 時までに解除になった場合	5 校時 (12:55) 始業
午前 11 時現在、警報発令中の場合	臨時休業

2 暴風警報が在校中に発令された場合

気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

特別警報発令の場合

3 特別警報が登校前に発令された場合

- (1) 「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ること優先し自宅待機してください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合は下欄の措置をとります。

特別警報解除の時刻など	措 置
午前 0 時までに解除になった場合	5 校時 (12:55) 始業
午前 0 時現在、警報発令中の場合	臨時休業

4 特別警報が在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校で待機させます。保護者に引渡しを行うことを原則とします。

「特別警報」や「暴風警報」ではなく、「大雨警報」や「洪水警報」が発表されている場合でも、大規模・長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令されている場合や可能性がある場合は、教育委員会において全市立学校園の臨時休業等を決定することがあります。その際の対応は「暴風警報」が発表された場合に準じることとします。

令和 2 年 6 月

保護者のみなさまへ

京都市立洛西中学校
校長 高垣 明夫

令和2年度 地震に対する非常措置について

本校では、京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「震度5弱以上」の地震があった場合，下記のような下記の措置をとります。テレビ，ラジオ，インターネットなどの報道には十分注意をし，対処していただきますようお願いいたします。また，学校ホームページやPTAメール配信でもお知らせします。ご理解・ご協力のほど，よろしく願いたします。

記

1 登校前に発生した場合

午前 0時までに発生した場合	翌日を臨時休業とする
午前 0時以降，登校までに発生した場合	当日を臨時休業とする

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで，学校で待機させます。保護者に引渡しを行うことを原則とします。

3 休業日，休業前日に発生した場合

原則として休業あけの登校日を臨時休業とします。

ただし，安全が確認でき，授業等を実施する場合は，学校ホームページやPTAメール配信により授業等を実施する旨を連絡します。

4 その他

臨時休業とした場合，登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上，改めて学校から，学校ホームページやPTAメール配信で連絡します。